



「還付金があります」それはサギ!!

区役所職員を
名乗る



医療費が戻る
保険料が戻る



携帯を持って
ATMへ

荒川区内における特殊詐欺の被害状況 (平成29年1月～5月)

22件

(昨年比+9件)

被害総額

6,925万円

(昨年比+3,513万円)

今年に入り、区役所健康保険課等の職員を名乗る者からの「医療費・保険料の過払い分を還付する」とのウソの電話にだまされ、ATMから送金させられる「還付金詐欺」の被害が増加しております。皆さん、不審な電話に十分ご注意ください!



息子さんの同僚の



緊急事態

だまされてるよ!!



オレオレ詐欺の高額被害も!!

先月、息子の同僚をかたる者からの「あなたの息子さんが会社の小切手が入ったカバンを失くしてしまいました。小切手の処理に8,000万円必要だ。」といったウソの電話にだまされ、自宅に訪れた男へ現金3,000万円を渡してしまう被害が発生しました。

区内では、電話を使った詐欺(特殊詐欺)の被害が昨年を大幅に上回るペースで発生しています!!

だまされないために

- ★ATMで医療費等の還付金は返ってきません。
携帯電話で通話しながらATMを操作しないで!
- ★日頃から家族や周囲の人とだまされないためには
どうすればいいかを話し合しましょう。



必ず誰かに「相談」をしてください!
怪しいと感じたらすぐに、
110番通報してください。

特殊詐欺被害の推移 (荒川区内)



※このグラフは、荒川区内における特殊詐欺の被害件数と被害額を示したものです。

電話自動通話録音機を無料で取り付け

通話を自動録音することで、録音されることを嫌う犯人をシャットアウトできます。

※悪質なセールス・迷惑電話にも効果があります。

対象：区内在住で65歳以上の方が居住する世帯
申し込み方法：電話でのお申し込みが可能です。

申し込み・問合せ：荒川区生活安全課

専用ダイヤル **03-3891-8883**

この装置を取り付けて、
被害に遭わないように
しよう!!



荒川区公式犯罪防止キャラクター
「クロちゃん」

自転車安全利用五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は「車のなかま」なので、原則として車道を走らなければなりません。

自転車及び歩行者
専用の標識



【自転車が歩道を通行することができる場合】

- ・歩道に「自転車通行可」の標識があるとき
- ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき
- ・道路工事や駐車車両など、自転車の通行の安全を確保するため、やむを得ないと認められるとき



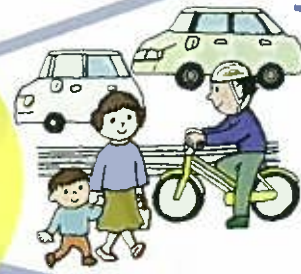
2. 車道を走るときは、車道の左側を通行

自転車は、車道の中央から左の部分を通りしなければなりません。

自転車道がある場合は、工事などの場合を除き、自転車道を通行しなければなりません。



自転車に乗るときに
守るべきルールのうち、
特に重要なものが
「自転車安全利用五則」です。
ルールを守って、
安全な運転を
心がけましょう。



3. 歩道は、歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければなりません。

4. 安全ルールを守る

- ・飲酒運転禁止
- ・2人乗り運転禁止
- ・並進走行の禁止
- ・夜間はライトを点灯
- ・信号無視禁止
- ・止まれの標識がある場所では必ず一時停止



5. 子どもはヘルメットを着用

保護者の方は、13歳未満の子どもにヘルメットをかぶせるよう努めなければなりません。

自転車事故で死亡した人の大半が、頭部を損傷しており、被害を軽減するためにも、ヘルメットの着用が必要です。

※子どもを乗せて自転車に乗るときは、特に安全運転をしましょう。



傘差し運転や、スマートフォンなどのながら運転は危険です!!

傘を差したまま自転車を運転すると、視野が妨げられ、安定を失い、大変危険です。また、スマートフォンや携帯電話、音楽プレーヤーなどを利用しながらの運転は、周囲の危険に気づかず、交通事故に直結し、大変危険ですので、絶対にやめましょう。



自転車安全利用講習会

問い合わせ：交通安全係
☎ 03 (3802) 3111 内線489

荒川区では、自転車のルール・マナー向上のため、毎月、自転車安全利用講習会を行っています。警察官による自転車の安全な利用に関する「講義」「筆記試験」「実技講習」を通して、自転車の安全な乗り方や、交通ルール・マナーについて学び、交通事故を防止し、社会ルールを守る地域社会を実現することを目的としています。

講習会実施内容

- 日 時：毎月第3土曜（雨天中止）午前9時30分から
※受付時間は、午前9時～午前9時30分まで
※次回の開催は7月15日（土）です
- 会 場：荒川自然公園交通園
- 対 象：区内在住・在勤・在学の小学校4年生以上の方、40人（申し込み順）
- 内 容：①講義（交通ルールなど）
②筆記試験（簡単な筆記テスト）
③実技講習（正しい自転車の乗り方）
- 所要時間：約1時間程度
- 費 用：無料
- そ の 他：参加者全員に、受講修了証（小・中学生は免許証）を交付します（後日郵送）
また、交通安全グッズを配布します



▲講義の様子



▲実技の様子

講習会を受講された方には、交通安全グッズをもちろんプレゼント中!

